

僧 小 鼠

三分盗み取り、右に付き御仕置に相成り候以後の盗みケ所都合九十九ヶ所、度數百二十二度のうち、屋敷名前失念、又は覺ゆず、金銀盗み取らざるもこれあり、凡そ金高三千百二十一兩二分、錢九貫二百六十文、銀四匁三分のうち、古金五兩、錢七百文は取り捨て、其餘は残らず酒食遊興、又は博奕を渡世同様致し、在方處々へも持參、殘らず使ひ捨て候始末、重々不届極の段恐れ入り奉り候以上

奉行「いま申し聞かした通り相違あるまいナ、次郎「恐れ入りましてございます」爪印を致させ、其儘傳馬町へ下げ置かれました、慙くて六十日経過いたしましたして、傳馬町御牢内に於て、石出帶刀お立合ひの上、江戸市中引廻と定りました、其時の次郎吉の服装は、紺の縮布の上衣、下には白無垢を着まして、

僧 小 鼠

は黄糸八端、白足袋を穿き藤倉草履、下には天鵝絨の腹掛を致して居りました、紫房の念珠を持ち、顔には薄化粧を致して口脛脂をさし、裸馬に打乗り、今や市中を引廻さんと、同心、與力前後に附いて出でんと致す、其時ソラ鼠小僧の引廻、ヤレ次郎吉の御仕置よ、とツイく、騒ぎ立てます、此時馬上に在つて次郎吉は「天の下ふるきたりしは白浪の、身こそ鼠とあらはれにけれ」と口吟みましたが、泥棒にはチヨイト異つた男でございます、さて引廻の後傳馬町御牢内に伴れ歸り、首を刎ねました、天保二年八月十二日の事でございました、千住小塚ッ原へ三日の間露されました、その遺骸を葬りましたは、子の權現堂村の茂兵衛でございます、且つ一基の石碑をば建てました、戒名は教覺速善信士（後に居士と改む）とございます、彼の次郎吉の妾お花は、母親お虎が間も

僧 小 鼠

なくこの世を去りまして、獨身となりましたに付き、諸方より縁談等も申込まれましたが、例合賊ながらも、一旦契りし夫なれば、二度の夫は持たぬと云ふ決心にて、次郎吉の跡を怒るに吊ひ、例の裁縫の業を以て、生涯を送りましたと云ふ事でありませうが、母に似ぬ心得の好い女でございました、然るにこの次郎吉の石碑を缺いて持つて行けば、勝負事に運が強いとか、無尽の取れる咀ひになるとか何とか色々な事を申して、誰か爲そ業か度々石碑を打缺いては新しく調へ、三年と同じ石碑が立って居ないと云ふ位で、只今ではろの石碑の数が積りまして、積んで周囲の塀と致してございませうが、世に之れを回向院の鼠塚と申す、白浪のお話とございませう、これは一口が東京に修業中、或老人より聞きましたるお話の儘を、拙ないながらお勧めに預りました、永々讀み続けまし

たが、爰に大尾を告ぐる事に相成りました、御退屈さま。

僧 小 鼠

鼠 小 僧 終

明治廿九年三月三十一日印刷
全 年四月五日發行

風小僧與附

大坂市南區長堀橋筋二丁目
七十九番屋敷

博多久吉

大坂市東區内本町橋詰町
六十八番屋敷周擴合資會社

前田菊松

大坂市南區堺筋八幡筋
東南角

博多成象堂

大坂市東區本町四丁目

赤志忠雅堂

版權所有

發行者

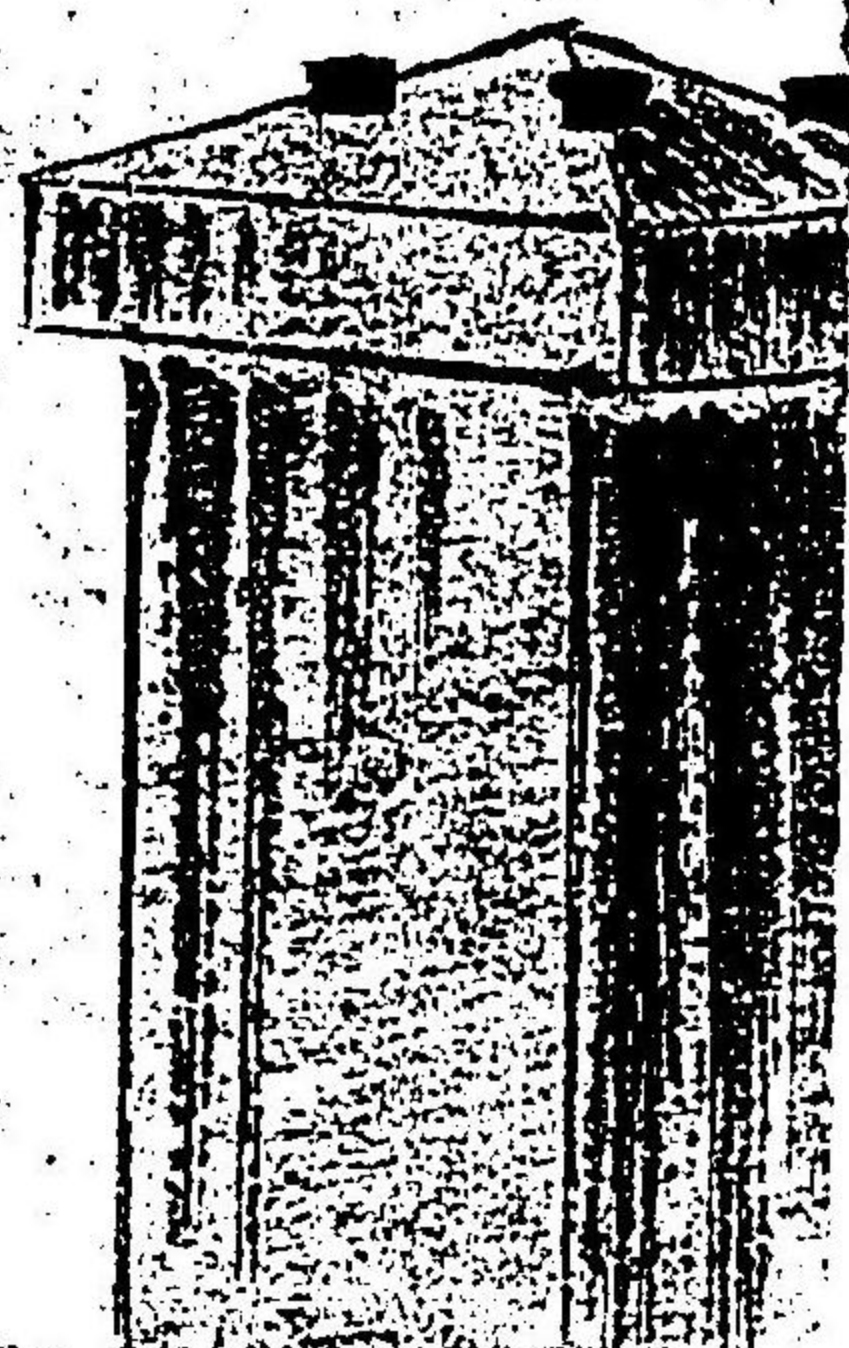
印刷者

發賣所

特約所

傳心世系

卷之二



097493-000-0

特8-825

鼠小僧

石川 一口/講演

M29

DBS-1403

